

2025 年 3 月 14 日 全 8 頁

欧州委員会による「オムニバス法案」の概要

CSRD や CSDDD を簡素化する改正案が提出される

金融調査部 研究員 藤野 大輝
研究員 中 滯

[要約]

- 2025 年 2 月 26 日に、欧州連合（EU）のサステナビリティに関する規制の簡素化を求める「オムニバス法案」が公表された。
- オムニバス法案では、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）については、域外適用を含む対象企業の縮小、適用時期の延期、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の簡素化、合理的保証への移行の中止などが盛り込まれている。
- 企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）については、企業に対する適用時期の延期、人権・環境 DD の対象範囲やステークホルダーの定義の縮小、負の影響についてのモニタリング頻度の削減などが提案されている。
- オムニバス法案は今後、欧州議会と EU 理事会で審議されるが、最終化に向けてのスケジュールは明確ではない。EU におけるサステナビリティを促進するという方向性を抜本的に変更するものではないと考えられるが、今後の動向が注目される。

1. サステナビリティ規制を簡素化する「オムニバス法案」

欧州連合（EU）は、サステナビリティに関してさまざまな規制を導入している。注目されるものとして、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）と企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）が挙げられる。CSRD は EU 加盟国に対して企業のサステナビリティ情報の開示を義務付ける法整備を求めるものであり、その他の国・地域と比較して多くの企業が詳細な情報開示を求められている。CSDDD は EU 加盟国に対してリスク・ベースの人権・環境デュー・ディリジェンス（DD）を義務付ける法整備を求めるものであり、EU 域内の純売上高に関する基準を満たす場合は、日本など域外企業も適用対象となる¹。

昨今、こうした規制の複雑化を修正しようとする動きが見られる。2024 年 9 月に、欧州委員

¹ CSRD や CSDDD は「指令（Directive）」であり、加盟国に対して企業の対応を義務化する法整備を求める建付けとなっている。

会からの依頼で欧州中央銀行の前総裁であるマリオ・ドラギ氏が作成した“The future of European competitiveness”（ドラギレポート）が公表された。ドラギレポートでは、CSRD や CSDDD が規制による負担の主な原因になっていることや、複雑な規制の適用を円滑化するための支援が不足していること、規制間の相互運用について不明確であることなどが指摘された。

ドラギレポートを受け、欧州理事会は 2024 年 11 月に域内の産業競争力強化に向けてブダペスト宣言を採択した。ブダペスト宣言では、競争力強化のために、企業にとって明確、シンプル、スマートな規制枠組みを確保し、特に中小企業の負担を大幅に軽減すると示された。また、2025 年上半年期のうちに報告要件を少なくとも 25%削減する具体的な提案を行うことが、欧州委員会の実施すべき目標に含まれることも提示された。

2025 年 1 月に公表された“A Competitiveness Compass for the EU”は、今後の欧州委員会の活動の指針を示した文書である。当該指針もドラギレポートを踏まえており、報告に係る負担を全企業で少なくとも 25%、中小企業で少なくとも 35%削減するという目標が示された。取り組みとして、「オムニバス法案」を提出し、特に、サステナビリティ財務報告、サステナビリティ・デュー・デリジェンス、タクソノミーの分野における広範囲にわたる簡素化を図っていくとされた。2025 年 2 月に公表された欧州委員会の 2025 年作業計画でも同様に、さまざまな法律を簡素化するオムニバス法案について計画されていた。

こうした流れを受けて、欧州委員会は、2025 年 2 月 26 日にオムニバス法案を公表した²。オムニバス法案には、CSRD、CSDDD、炭素国境調整措置（CBAM）、EU の投資促進策である InvestEU 等に関する規制などの簡素化のための改正が含まれている。本稿では、特に日本企業に対する示唆を持つと考えられる CSRD と CSDDD の改正案について解説する³。

2. CSRD の改正案

2023 年 1 月に発効した CSRD は、企業のサステナビリティ情報の開示や第三者保証の取得を求めている。具体的には、上場会社（零細企業を除く）または大企業（従業員 250 人超、貸借対照表の合計額 2,500 万ユーロ超、純売上高 5,000 万ユーロ超のうち、二つ以上を満たす企業）などは、サステナビリティに関する企業の戦略、リスク、ガバナンス、指標などを開示することとされている。また、そうしたサステナビリティ情報について、監査人などによる限定的保証が必要とされている。さらに、CSRD で求められるサステナビリティ情報を企業が開示する上では、詳細な開示事項を定めた欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に沿う必要がある⁴。

オムニバス法案で提案されている CSRD の改正内容は、図表 1 の通りである。以下では、各変更点の具体的な内容と日本企業への影響について概説する。

² European Commission [” Omnibus I”](#)、[” Omnibus II”](#)（2025 年 2 月 26 日）

³ 本稿は、オムニバス法案の逐語訳を提供するものではないため、解説の際には筆者による補足や省略が含まれることがある。

⁴ CSRD や ESRS（案時点）について、詳しくは藤野大輝「[ESRS（欧州サステナビリティ報告基準）案の概要](#)」（2023 年 7 月 5 日、大和総研レポート）を参照。

図表 1 オムニバス法案における CSRD の改正内容

対象企業	▶ 従業員 1,000 人超の大企業（注）に限定される
適用時期	▶ 2 年間延期され、2027 年以降に開始する会計年度から適用
域外適用	▶ 適用対象となる要件である、EU 域内での純売上高 1 億 5,000 万ユーロを 4 億 5,000 万ユーロに引き上げ（EU 域内支店の要件も純売上高 4,000 万ユーロから 5,000 万ユーロに引き上げ）
バリュー・チェーン	▶ 従業員 1,000 人以下であるバリュー・チェーン内の企業からの、一定の基準を超える情報の取得を制限
ESRS	▶ 中小企業向け基準に関する規定が削除 ▶ セクター別基準に関する規定が削除
EU タクソノミー	▶ EU タクソノミーに沿った情報開示について、純売上高が 4 億 5,000 万ユーロ以下の企業は、任意開示が認められる
第三者保証	▶ 限定的保証から合理的保証への移行に関する規定が削除

（注）大企業とは、従業員 250 人超、貸借対照表の合計額 2,500 万ユーロ超、純売上高 5,000 万ユーロ超のうち、二つ以上を満たす企業を指す。

（出所）欧州委員会のオムニバス法案より大和総研作成

図表 2 CSRD の適用対象と適用時期の変更

改正案		従来	
企業の種類	適用時期	企業の種類	適用時期
従業員 1,000 人超の大企業	2027 年以降に開始する会計年度	従業員 500 人超の大企業	2024 年以降に開始する会計年度
※大企業:従業員 250 人超、貸借対照表の合計額 2,500 万ユーロ超、純売上高 5,000 万ユーロ超のうち、二つ以上を満たす企業		大企業	2025 年以降に開始する会計年度
		大企業でない上場会社など（零細企業を除く）	2026 年以降に開始する会計年度
EU 域外企業で、EU 域内でのグループ純売上高が 2 年連続で 4 億 5,000 万ユーロ超であり、下記を満たす (i)EU 域内子会社が <u>大企業</u> (ii)EU 域内の支店による EU 域内での純売上高が <u>5,000 万ユーロ超</u>	2028 年以降に開始する会計年度	EU 域外企業で、EU 域内でのグループ純売上高が 2 年連続で 1 億 5,000 万ユーロ超であり、下記を満たす (i)EU 域内子会社が上場会社または大企業 (ii)EU 域内の支店による EU 域内での純売上高が 4,000 万ユーロ超	2028 年以降に開始する会計年度

（出所）欧州委員会のオムニバス法案より大和総研作成

（1）（域外適用を含む）対象企業・適用時期

まず、対象企業と適用時期の変更が提案されている（図表 2）。従来は大企業と上場会社（零細企業を除く）などを適用対象としていたが、法案では従業員 1,000 人超の大企業に限定され

ている。3. で後述する CSDDD の EU 域内企業への適用最低基準である従業員数 1,000 人超に合わせた形となる。適用時期についても 2027 年に延期されている。なお、従業員 500 人超の大企業に関しては、従来の規定で既に適用が開始されている。

(2) バリュー・チェーンに関する情報

CSRD では、サステナビリティ情報の開示に当たって、該当する場合にはバリュー・チェーンに関する情報を含むこととされている。しかし、バリュー・チェーンに関する情報開示を求められることに伴う負担、特に、CSRD の適用対象外の規模の小さい企業等に生じ得る負担が懸念されている。そこで法案では、バリュー・チェーン内企業からの一定の情報の取得が制限されている。具体的には、バリュー・チェーン内の従業員 1,000 人以下の企業から、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) が策定した非上場中小企業向けの自主的なサステナビリティ報告基準 (VSME) で規定される情報を超える情報を取得しないことが提案されている。

(3) ESRS の簡素化

CSRD に従って開示を行う上で参照する基準である ESRS については、一般的な要件や開示事項を定めた横断的基準と、環境、社会、ガバナンスに関するテーマ別基準が存在する。これらに続いて、中小企業向け基準やセクター別基準が定められる予定となっていた。しかし、CSRD の適用対象から中小企業が除かれたことによって、法案では中小企業向け基準に関する規定が削除されている。中小企業は、必要に応じて EFRAG が策定した VSME を利用することが想定される。セクター別基準についても、開示に係る負担への懸念等から、規定が削除されている。さらに、既に策定されている ESRS についても、別途改訂が予定されている。改訂の内容としては、特に重要な情報に絞ること、定量的な情報の開示を優先すること、必須の情報と任意の情報をさらに区別することが考えられている。

(4) EU タクソノミー開示の適用対象

EU タクソノミーとは、経済活動が環境的な観点から持続可能＝グリーンであるかどうかを判断・分類するための枠組みに関する規制である。CSRD の適用対象は、この EU タクソノミーに沿って、「グリーン」に分類される経済活動について、どのように・どの程度関連しているかに関する情報を開示することとされている。特に非金融事業者は、「グリーン」に分類される経済活動に関連する製品またはサービスから得られた売上高の割合などを開示する必要がある⁵。

法案では、この EU タクソノミーに沿った開示の例外として、CSRD の適用対象企業の一部に、任意開示を認める提案を行っている。具体的には、純売上高が 4 億 5,000 万ユーロ以下の企業

⁵ 資産運用サービスを提供する投資業者や投資助言をする投資業者などの金融事業者に対しては、SFDR (資産運用会社等のサステナビリティ開示規制) によって、EU タクソノミーに沿った情報開示が求められる。

については、「グリーン」に分類される経済活動に関連する製品やサービスであると自らが主張する場合に、開示を求めるとされている。

なお、EU タクソノミーについては、CSRD や CSDDD に関するオムニバス法案に付随するものとして、各種委任法の改正案が公表されている。また、EU タクソノミーに沿った情報開示の簡素化も提案されている。

（５）合理的保証への移行の中止

サステナビリティ情報に対する第三者保証には、合理的保証と限定的保証の二つがある。両者の違いは保証の水準であり、限定的保証は合理的保証と比較して、実施される手順の性質、時期、範囲が限定的な保証業務である。財務情報でいえば、合理的保証は年度監査、限定的保証は期中レビューに近いものと捉えられる。

CSRD では、開示するサステナビリティ情報全体に対する限定的保証が必要とされている。将来的には合理的保証を求めることも考えられていた。しかし、オムニバス法案では、合理的保証基準に係る委員会の委任行為の採択などに関する規定が削除されている。合理的保証へ移行する上での将来的な保証コストの増加を避けるために、移行の可能性を断つものと解される。

（６）日本企業への影響

日本企業においては、法案の内容を踏まえて、改めて CSRD の適用対象となるのか否かを確認する必要がある。まず EU 域内における適用について、EU 域内の子会社が従業員 1,000 人超の大企業でない場合には CSRD が適用されなくなる可能性がある。また、域外適用については、自社の EU 域内でのグループ純売上高が 2 年連続で 4 億 5,000 万ユーロ超なのか、EU 域内子会社は大企業なのか、もしくは EU 域内支店の EU 域内での純売上高が 5,000 万ユーロ超なのか、という点をおさえて、法案が採用された場合に域外適用の対象となるのかを改めてチェックしておくことが重要である。

域外適用の対象となる場合であっても、ESRS の簡素化やバリュー・チェーンに関する情報の取得に対する制限によって、情報開示に係る負担は軽減されるだろう。バリュー・チェーンに関しては、EU 域内企業のバリュー・チェーンに含まれる日本企業の負担が軽減することも考えられる。

EU がサステナビリティ情報に対する限定的保証から合理的保証への移行の中止を打ち出したことは、CSRD の適用対象に限らず、多くの日本企業に影響する。日本企業のサステナビリティ情報に対する第三者保証の義務化について、金融庁の金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」で検討されている。ここでは、まずは限定的保証の取得を求め、その後、実務の状況や海外の動向等を踏まえて合理的保証への移行の可否を検討すると提案されていた。EU が合理的保証への移行を中止した場合、日本でも合理的保証

への移行を行わない方向に進むことが考えられる。

3. CSDDD の改正案

(1) 主な内容

2024年7月に発効したCSDDDは、EU加盟国に対し2年以内に人権・環境デュー・ディリジェンス（DD）を企業に義務付ける国内法整備を求めるEU指令である。発効時点では、自社や子会社のみならず、間接的なビジネス・パートナーも含めた広範なバリュー・チェーン上の人権・環境DD、負の影響の定期的なモニタリング、ステークホルダー・エンゲージメントに加え、気候変動を緩和するための移行計画の導入と実行を求めるなど、包括的な内容が規定されている⁶。オムニバス法案では、適用時期の延期とともに、これらの規定内容を簡素化するための複数の改正案が出されている。図表3はこれらのうち、特に企業の対応に関わるものを取り上げ、それらの概要を示すものである。

図表3 オムニバス法案におけるCSDDDに関する主な内容

適用時期	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業に対する最も早い適用時期を1年間延期し、2028年とする（加盟国に対する国内法整備の期限を1年間延期する）
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人権・環境DDの適用範囲を自社と子会社の事業活動の他、直接的なビジネス・パートナーに限定する。原則として、適用企業が従業員数500人未満の企業に対して求めることができる情報開示を、VSMEの規定内容に限定する
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 負の影響に関するモニタリングの頻度を、「12ヵ月に1回」から「5年に1回」に削減する
ステークホルダー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ エンゲージメントの対象となるステークホルダーの範囲を、従業員とその代表、及び企業の製品、サービス、事業から直接的に負の影響を受けている（受ける可能性がある）個人やコミュニティ、その子会社とビジネス・パートナーに限定する
ビジネス関係の終了	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 負の影響を防止または是正できない場合の最後の手段としてビジネス関係を終了する義務を除外する
金融セクターへの適用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融セクターに追加的なDDを求める必要性についてレビューを行う予定としていたが、この条項を削除する
民事責任	<ul style="list-style-type: none"> ▶ EU加盟国統一の条件を削除し、労働組合または非政府組織（NGO）が被害者に代わって訴訟を提起することに関する加盟国の義務を撤回する等
気候変動緩和のための移行計画	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 移行計画に関する要求事項をCSRDと整合させる等

⁶ CSDDDの詳細については、[中澤「EUの企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD）の内容と今後の展開」（2024年8月15日、大和総研レポート）](#)を参照。

ガイドライン

- 人権・環境 DD のベストプラクティス等を含む実践的なガイドラインの公表予定時期を早め、2026年7月までに提供する

(出所) 欧州委員会のオムニバス法案より大和総研作成

改正案にはさまざまなものが含まれるが、大きく三つに分けて考えることができる。一つ目は、CSDDD の適用時期に関する提案である。案では、EU 加盟国による国内法整備の期限が1年間延期され、企業に対する最も早い CSDDD の適用時期が2028年となる。これにより、最も早くに適用される企業は対応に向けた準備の時間を確保することができる。対象となる企業の範囲に変更はなく、EU 加盟国企業の場合、従業員数5,000人超、かつ全世界での純売上高15億ユーロ超の企業が該当する。日本企業を含む第三国企業の場合は、EU 域内の純売上高が15億ユーロ超の企業が当てはまる。

二つ目は、CSDDD が要求する人権・環境 DD の適用範囲など、その具体的な内容に関するものである。案では、適用範囲が直接的なビジネス・パートナーまでに限定され、間接的なビジネス・パートナーは対象外とされる。また、従業員数が500人未満の企業に対して要求できる情報開示が限定される。背景には、複雑なバリュー・チェーンにおいて、人権・環境 DD を実施する企業と、対象となる中小企業の双方にとっての負担を軽減する意図がある。ただし、間接的なビジネス・パートナーによる負の影響について苦情を受けたり、NGO やメディアによる報告書が確認されたりする場合等では、さらなる状況の把握を行うべきであるとされる。

これらの他、負の影響に関するモニタリングの頻度を、「12 ヶ月に1回」から「5年に1回」に削減することや、ステークホルダー・エンゲージメントにおける「ステークホルダー」の範囲を限定すること等が提案されている。また、負の影響の防止や是正が困難な場合に、最後の手段としてビジネス関係を終了しなければならないとする規定に関する修正案がある。もっとも、そのような場合であっても、ビジネス関係を一時的に停止し、負の影響の是正に向けた措置をとることが求められる。さらに、CSDDD では、2026年7月までに金融セクターに対し、金融サービスと投資活動に関する追加的な DD を求める必要性についてのレビューが行われる予定とされているが、この条項を削除することが提案されている。この他、民事責任や気候変動緩和のための移行計画に関する規定を簡素化する案がある。CSDDD の適用時期や具体的な内容に関するこれらの改正案はそれぞれ、時期の延期や内容の削減を求めるものであり、総じて CSDDD を簡素化する方向性であると捉えられる。

一方、三つ目は、企業に対して円滑な対応を促すための措置に関するものである。法案では、欧州委員会に対し、人権・環境 DD のベストプラクティスを含む実践的なガイダンスの提供を早め、2026年7月までに公表するように提案されている。これにより、企業はベストプラクティスをより早く参考にできるようになり、法律相談やアドバイザーサービスに頼らなくて済むことが期待されている。よって、法案の方向性としては総じて CSDDD の簡素化を志向するものであるといえるが、実質的な内容を削減するばかりではなく、企業が要求される内容に対応することを促すものも含まれている。

(2) 日本企業に対する示唆

オムニバス法案は、総じて CSDDD の内容を簡素化しようとするものではあるものの、適用対象となる企業にとっては、人権・環境 DD が法的責任として求められることに変わりはない。日本企業は引き続き、EU における事業活動の状況を踏まえ、CSDDD の適用対象となるかどうかの把握を進め、対象となる場合には適用時期までに準備を整える必要がある。

特に人権 DD については、「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」(UNGPs) をはじめとして、CSDDD の基盤ともなった国際規範が既に存在する。このような国際規範の考え方や内容について理解を深めるとともに、早期に実践を深化させていくことは、変わらず重要であり続けると考えられる。

4. 今後のスケジュールと EU の方向性

オムニバス法案は今後、欧州議会と EU 理事会で審議される。もっとも、最終化に向けてのスケジュールは明確ではない。法案が CSRD や CSDDD の適用時期の変更に関する加盟国の対応期限を 2025 年 12 月 31 日と定めていることや、現行の CSRD における大企業への適用時期を 2025 年以降に開始する会計年度から 2 年間延期することが含まれていることから、2025 年中の最終化を目指していることがうかがえる⁷。ただし、法案が必ずしも採択されるとは限らない。採択されとしても最終化までの過程で適用時期や改正案の内容が変更される可能性もある。

米国では、2025 年 1 月に発足したトランプ第二次政権のもとで反 ESG の流れが強まっている。このオムニバス法案は、EU におけるサステナビリティ推進の転換を示唆しているのだろうか。確かにオムニバス法案は EU におけるサステナビリティ関連規制を簡素化するものであるが、あくまでも EU の競争力を強化する上で、特に中小企業にとっての規制負担を軽減することを目的にしている。サステナビリティに向けた取り組みを促進するという方向性を抜本的に変更するものではないと考えられる。しかし、米国で反 ESG の勢いが増していることと併せて、EU におけるサステナビリティ規制の簡素化が、日本や諸外国のサステナビリティ規制の方向性に影響を及ぼす可能性もあり、今後の動向が注目される。

⁷ 2. (4) で先述した EU タクソノミーに関する各種委任法については 2025 年第 2 四半期中の採択が計画されており、これと連動する可能性も考えられる。